

一般財団法人長野陸上競技協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人長野陸上競技協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を長野県上田市に置く。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、長野県の陸上競技界を統轄し、代表する団体として、長野県の陸上競技の普及と振興、並びに競技力向上を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の普及に関すること
- (2) 陸上競技選手の強化・育成に関すること、及び長野県の代表選手を選定し派遣すること
- (3) 長野県における陸上競技の大会及び記録会を開催すること
- (4) 陸上競技の指導者を養成すること
- (5) 陸上競技の審判員及び検定員の資格付与に関すること
- (6) 陸上競技を研究し、機関紙、刊行物を発行して情報を提供すること
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業を行うこと

第 3 章 加 盟

(加 盟)

第 5 条 この法人は、長野県の陸上競技を統轄する唯一の団体として、公益財団法人日本陸上競技連盟、東海陸上競技協会、及び財団法人長野県体育協会に加盟する。

2 この法人は、前項の加盟により生じる加盟金を毎年支払う。

第 4 章 資 産 お よ び 会 計

(財 産 の 抛 出)

第 6 条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために抛出する。

(基本財産)

第7条 この法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、前条に掲げる財産及び評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって代表理事が管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 評 議 員

(評議員)

第11条 この法人には、評議員10名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 14 条 評議員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

（構成）

第 15 条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

第 6 章 評 議 員 会

（権限）

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の上限額
- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属
- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) 加盟団体の脱退の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令で定められた事項

（開催）

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内を開催するほか、必要がある場合に開催する。

（評議員の招集）

第 18 条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 19 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

（定足数）

第 20 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 代表理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 代表理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び当該会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

第 7 章 役 員

(役員の設定)

第 25 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 16 名以上 27 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、4 名以内を副会長、1 名を理事長、4 名以内を副理事長に定める。

3 前項の会長及び理事長の 2 名を一般法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 26 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠により選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事または監事が、次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 31 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

第 8 章 理 事 会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他、法令またはこの定款で定める事項

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 38 条 代表理事または業務執行理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事または監事が理事または監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 加盟支部および協力団体

(加盟支部)

第 41 条 この法人への加盟支部は、長野県内のひとつ以上の郡または市を代表する支部陸上競技団体とする。

(協力団体)

第 42 条 この法人の協力団体とは、長野県実業団陸上競技連盟、長野県学生陸上競技連盟、長野県高等学校体育連盟、長野県中学校体育連盟、及び長野マスターズ陸上競技連盟をいう。

(全体協議会)

第 43 条 この法人に全体協議会を置く。

2 全体協議会は、加盟支部及び協力団体の代表者をもって構成する。

3 全体協議会は次の事項に関して理事会より報告を受ける権利を有する。

(1) 各事業年度の事業計画及び予算

(2) 各事業年度の事業報告及び決算

(3) その他、評議員会で定める事項

4 全体協議会は、評議員、理事及び監事の選任にあたり、評議員会に対して、評議員、理事及び監事の候補者名簿を提出することができる。

5 全体協議会は、評議員会及び理事会に対して、またこの法人の業務執行に対していかなる決議も行うことはできない。

6 全体協議会の運営細則は別に定める。

第 10 章 名 誉 役 員

(名誉役員)

第 44 条 この法人に、名誉役員として名誉会長 1 名、若干名の顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の承認を経て、代表理事が任命する。

3 顧問は本協会の会長、副会長、理事長であった者の中から、理事会の決議を経て代表理事が任命する。

4 参与は本協会の副理事長、専門委員長、部長であった者の中から、理事会の決議を経て代表理事が任命する。

5 顧問及び参与は代表理事及び理事会の諮問に応じる。

6 名誉役員は無報酬とする。

- 7 名誉役員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第11章 委員会

(専門委員会及び特別委員会)

- 第45条 この法人の事業遂行のため、理事会の決議と評議員会の承認に基づき専門委員会及び特別委員会を置く。
- 2 前項の委員会内において、必要があるときは理事会の決議に基づき専門部を置くことができる。
- 3 第1項の専門委員会及び特別委員会の委員長、前項の専門部の部長は理事がその任にあたるものとし、理事会において選任及び解任する。
- 4 第1項の専門委員会及び特別委員会の運営細則は理事会において別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長及びその他の職員は代表理事が任命する。
- 3 事務局員は有給とすることができる。
- 4 事務局の組織、運営及び職員に関する事項は理事会が別に定める。

第13章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

- 第47条 この定款は評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(剰余金の処分制限)

- 第48条 この法人は剰余金の分配をすることはできない。

(解散)

- 第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

- 第50条 この法人が清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第 15 章 補 則

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 第 8 条の規定にかかわらず、この法人の最初の事業年度は、設立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立時評議員は次の通りとする。

唐澤	君雄	大坪	章男	青山	陸生	川上	修
寺島	大士	内山	了治	細田	紀一	大角	貞夫
勝野	仁深	名取	充				

- 5 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次の通りとする。

(1) 設立時理事

堀	晃	下川	泰秀	伊藤	利博	中條延太郎
宮坂	繁	白澤	禎介	浦野	義忠	森泉 智夫
竹内	秀樹	葛城	光一	橘	麗仁	藤森 茂幸
増田喜代志		丸山	新吉	宮澤	真一	北島 正孝
玉城	良二	杉崎	憲雄	塚田	彰	掛川 和彦
宮坂	典明	中沢	広幸	内堀	俊彦	

(2) 設立時代表理事

小坂	憲次	細田	完二
----	----	----	----

(3) 設立時監事

矢島	秋弘	宮島	義征	外谷	俊男
----	----	----	----	----	----

- 6 設立者の名称及び所在地は次の通りである。

設立者 長野陸上競技協会
所在地 長野県上田市天神 1 丁目 4 番 15 号
代表者 会長 小坂 憲次 (住所 長野県長野市大字村山 2 8 7 番地)

設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟
所在地 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号
代表者 代表理事 河野 洋平

7 設立時拠出財産目録

- (1) 設立者 長野陸上競技協会
所在地 長野県上田市天神 1 丁目 4 番 15 号
拠出財産及びその価額 現金 1 百万円

- (2) 設立者 公益財団法人日本陸上競技連盟
所在地 東京都渋谷区神南一丁目 1 番 1 号
拠出財産及びその価額 現金 2 百万円

8 この定款に定めのない事項は、すべて一般法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人長野陸上競技協会の設立のため、設立者長野陸上競技協会及び公益財団法人日本陸上競技連盟は本定款を作成し、これに記名押印する。

平成 23 年 9 月 20 日

設立者
長野陸上競技協会
会長 小坂 憲次

設立者
公益財団法人日本陸上競技連盟
代表理事 河野 洋平